

樞密院會議筆記

一 文部省官制中改正ノ件
一 文部省官制中改正ノ件

一 文官特別任用令中改正ノ件
一 文官特別任用令中改正ノ件

一 文官特別任用令中改正ノ件
一 文官特別任用令中改正ノ件

昭和十二年七月十四日(水曜日)午前十時十五分
開議
聖上臨御

出席員

平沼議長

荒井副議長

大臣

廣田外務大臣 六番

馬場内務大臣 七番

米内海軍大臣 八番

鹽野司法大臣 九番

杉山陸軍大臣 十番

永井遞信大臣 十一番

安井文部大臣 十二番

賀屋大藏大臣 十三番

有馬農林大臣 十四番

中島鐵道大臣 十六番

大谷拓務大臣 十七番

顧問官

金子顧問官 十九番

黒田顧問官 二十番

河合顧問官 廿二番

鈴木實郎顧問官 廿三番

石井顧問官 廿四番

有馬顧問官 廿五番

原 顧問官 廿六番

窪田顧問官 廿七番

元田顧問官 廿九番

鈴木六莊顧問官 三十番

石塚顧問官 卅一番

石渡顧問官 卅二番

清水顧問官 卅三番

藤澤顧問官 卅四番

林 顧問官 卅五番

南 顧問官 卅七番

田中顧問官 卅八番

奈良顧問官 卅九番

荒木顧問官 四十番

閣席員

皇族

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

近衛内閣總理大臣 五番

吉野商工大臣 十五番

顧問官

櫻井顧問官 卅一番

栗野顧問官 卅八番

上山顧問官 卅六番

委員

瀧 法制局長官

樋貝法制局參事官

以上各件二付

伊東文部次官

阿原文部省思想局長

堀池文部書記官

以上文部省官制中改正ノ件外二件三付

平澤遞信次官

小林遞信書記官

以上遞信省官制中改正ノ件外一件二付

青木對滿事務局次長

竹內對滿事務局事務官

山越對滿事務局事務官

御厨關東局事務官

以上關東局官制中改正ノ件三付

報告員

河合審査委員長

文部省官制中改正ノ件外二件ニ付

村上書記官長

逓信省官制中改正ノ件外二件ニ付

書記官

堀江書記官

武藤書記官

議長(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

文部省官制中改正ノ件

教學局官制

奏任文官特別任用令中改正ノ件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告

ヲ求ム

報告員(河合)

此ノ三件ニ付本官等審査委員ヲ

命ゼラレ本月八日委員會ヲ開キテ國務大臣

及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ査覈ヲ遂

ゲタリ

當局ノ説明ニ依レバ文部省ニ於テハ從前教學上ノ思想對策ノ爲メ昭和九年六月省内ニ思想局ヲ置キテ學校及社會教育團體ニ於ケル思想上ノ指導監督及調査ニ關スル事項並ニ其ノ他思想上ノ指導及調査ニ關スル事項ヲ掌理セシメタルガ思想問題ハ時世ノ推移ニ伴ヒ近時益々複雑且深刻ト爲リ從テ之ガ教學上ノ對策トシテハ單ニ應急的措置ニ止ムルコトナク努メテ根本的施設ヲ講ズルノ

要アリ之が爲メニハ我國獨特ノ國體觀念ヲ大本トシ日本精神ヲ核心トシテ教育及學問ノ内容ヲ改善シ以テ大ニ教學ノ刷新振興ヲ圖ラザルベカラズ然ルニ斯カル重大ナル責務ハ現在ノ思想局ノ機構ヲ以テシテハ到底充分ニ之ヲ遂行セシムルコト能ハザルガ故ニ其ノ組織ヲ擴大シ其ノ機能ヲ強化シテ所期ノ效果ヲ發揮スルニ遺憾ナカラシムルコトヲ要ス而シテ昨年十月其ノ筋ノ權威ヲ集メ文部大臣ヲ會長トスル教學刷新評議會ヨ

リ提出シタル答申ニハ其ノ初項ニ於テ文部大臣ノ管理ノ下ニ教學刷新ノ有力ナル中心機關ヲ設置スルノ必要ヲ強調シタリ乃チ當局ニ於テハ此ノ答申ノ旨意ヲ參酌シ從前ノ文部省ノ内局タル思想局ヲ廢止シテ同省ノ外局タル教學局ヲ新ニ設置スルノ緊要ナルヲ認メ茲ニ此ノ趣旨ヲ主眼トスル本案三件ノ制定ヲ奏請シタルモノナリ

今本案三件ノ要旨ヲ摘述スレバ左ノ如シ

第一 文部省官制中改正ノ件

前述ノ如ク文部省ノ外局タル教學局ヲ新ニ設置スルニ伴ヒ從前ノ同省ノ内局タル思想局ハ之ヲ廢止スベキニ由リ本件ヲ以テ文部省官制中從前ノ思想局ニ關スル條項ヲ改正又ハ削除シ從前ノ思想局ノ局長ヲ廢官トスルノ外同局ノ局員タリシ書記官事務官及屬各若干人ヲ減員ス尤モ私立學校ノ指導監督資源統制運用ノ準備映畫教育ノ普及其ノ他本省所管ノ各般ノ事務増加シタルノミナラズ今後益々之ヲ充實

スルノ要アルニ由リ之が爲メ此ノ際書記
官、事務官、技師、屬及技手各若干人ヲ増員セ
ントスルナリ

第二 教學局官制

本件ハ新ニ設置スル教學局ノ組織權限ヲ
定ムルモノニシテ教學局ハ文部大臣ノ管
理ニ屬シ國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振
興ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ同局ニ庶
務課及企畫指導ノ二部ヲ置キ其ノ常務職
員トシテ勅任ノ長官、勅任ノ部長二人、奏任

ノ書記官、事務官、理事官各專任一人及教學
官專任九人(内一人ヲ勅任ト)並ニ判任ノ屬
及教學官補各專任若干人ヲ置キ別ニ局務
ニ參與セシムル爲メ參與ヲ置キ文部大臣
ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經
驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ジ其
ノ學識經驗アルニ依リ命ゼラレタル者ニ
ハ原則トシテ三年ノ任期ヲ附シ參與ニシ
テ本官ヲ有セザルモノニハ勅任官ノ待遇
ヲ與フルコトトシ長官以下ノ常務職員ノ

職掌ヲ定ム此ノ新官制ノ施行ニ要スル經費ハ前述第一ノ件ニ於ケル職員増置ノ經費ト共ニ既ニ本年度歳出豫算ニ之ヲ計上シタリ

第三 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前述ノ教學局官制ニ依リ同局ニ新置スル理事官ハ其ノ職務ノ性質上之ガ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザル事情アルニ由リ本件ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ教學局理事官

ヲ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲ス

按ズルニ方今ノ時世ニ鑑ミ國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振興ヲ企圖シ之ガ爲メ適切ナル各般ノ施設ヲ攻究實施スルノ要アルコトハ復タ言ヲ俟タズ今其ノ事務ヲ擔當セシムベキ中心機關トシテ從前ノ文部省ノ内局タル思想局ヲ擴大強化シ之ヲ改メテ同省ノ外局タル教學局ト爲スノ措置ハ其ノ趣旨ニ於

テ固ヨリ適當ニシテ此ノ改正ヲ主眼トスル
本案ノ三件ハ別ニ支障ノ廉ヲ認メズ但ダ教
學刷新ノ事タルヤ其ノ繋ル所甚ダ廣汎深刻
ニシテ其ノ事務ヲ主管スル行政部局ノ職責
ハ極メテ重大ナルガ故ニ其ノ部局ノ規模ハ
此ノ重大ナル職責ヲ全クスルニ適スルモノ
ナラザルベカラズ今本案ニ定ムル教學局ノ
機構が果シテ能ク所期ノ目的ヲ達スルニ遺
憾ナキヤ否ヤハ稍疑ナキニ非ズト雖今ハ唯
之ヲ將來ノ實績ニ待ツノ外ナク當局ニ於テ

ハ其ノ使命ノ關要ナルヲ念ヒ其ノ事務ノ遂
行ニ當リ常ニ最善ノ努力ヲ拂ヒ以テ其ノ當
初ノ意圖ニ合致セル成績ヲ收ムルニ遺算ナ
キヲ期セザルベカラズ是レ本官等ノ切ニ希
望スル所ナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本案
ノ三件ハ總テ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベ
キ旨此ノ希望事項ト共ニ全會一致ヲ以テ議
決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(平沼)

別ニ御發言ナキ故第二讀會以下

ヲ省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位
ノ起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼)

全會一致可決セラレタリ

○

議長(平沼)

次ニ

遞信省官制中改正ノ件

奏任文官特別任用令中改正ノ件

關東局官制中改正ノ件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ
ム

報告員(村上)

謹デ此ノ三件ヲ審査シタルニ

第一ハ遞信省官制中改正ノ件ナリ

本件ハ之ヨリ説明スル諸點ニ付遞信省官制

ニ改正ヲ加ヘントスルモノナリ即チ(一)遞信

省所管ノ資源統制運用準備ノ事務ニ關シ内

閣所管ノ資源局ト連絡シテ益々之ヲ充實シ

特ニ海事及通信ニ關スル部分ヲ擔當セシム

ルコト(二)近ク實施セラルベキ國內航空支線
タル東京大阪線ノ定期航空ノ沿線タル静岡
ノ飛行場ニ於ケル航空ノ指導及監督ノ事務
ニ當ラシムルコト(三)各種通信事業用品ノ經
理ニ關スル事務ニ當ラシムルコト(四)最近ニ
於ケル鐵道業務ノ發達ニ伴ヒ改善スベキ郵
便物ノ汽車遞送ノ施設ノ計畫及監督ノ事務
ニ從事セシムルコト(五)從前ノ郵便物ノ速達
方法タル速達航空及別配達ノ三種ノ取扱ヲ
統合シテ之ヲ全國ニ施行スルニ付之ガ計畫

及監督ノ事務ニ從事セシムルコト(六)航空郵
便線路ノ新設及既設航空郵便線路ニ於ケル
郵便物ノ増加ニ伴ヒ之ガ計畫及監督ノ事務
ニ當ラシムルコト(七)現ニ總數約二十四萬人
ヲ算スル遞信部内ノ從事員ノ勤務及生計ノ
調査並ニ從事員ノ職業教育ノ施設ヲ整備ス
ル爲メ大臣官房ニ新ニ現業調査課ナル一課
ヲ設クルコト(八)近時本省ニ於ケル通信事業
ノ監理事務ハ愈々複雑繁多ト爲リタルニ由
リ關係各局課ノ係長中重要ナル事務ヲ分掌

スルモノハ屬ヨリ事務官ニ昇格スルコト(九)
 通信事業ノ監察ノ機關ヲ一層強化スルコト
 (十)近ク國ニ寄附セラルベキ東京遞信病院ノ
 庶務會計及調度ノ事務ニ當ラシムルコト(土)
 多數ノ從事員ノ健康ヲ保持シ其ノ作業能率
 ヲ増進スルニ必要ナル施設ヲ一層整備スル
 コト(土)近時國際電氣通信ノ發達ニ伴ヒ對外
 交渉事務著シク増加シ殊ニ電氣通信ニ關ス
 ル各種ノ國際會議ハ毎年數回歐洲各地ニ於
 テ開催セラルルヲ例トスルガ故ニ常時歐洲

ニ駐在シテ此等ノ事務ニ從事セシムルコト
 (三)外來不穩郵便物ニ對スル取締ヲ一層強化
 スルコト(四)長崎市ニ於ケル大北電信會社ノ
 業務ニ對スル取締ヲ厲行スルコトノ爲メ必
 要ナル職員ノ増員又ハ組替ヲ行ヒ結局書記
 官二人、事務官二十一人、技師三人、屬三十八人
 及技手八人ヲ増員ス其ノ外從來本省ノ直營
 トセル電信電話ノ擴張工事ノ一部ヲ今後民
 間當業者ノ請負ニ付スルコトトセルニ付其
 ノ工事ノ監督、検査其ノ他ノ事務ニ當ラシム

機密

ル爲メ地方ニ部局ヲ特設スルノ必要アルニ
由リ遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ電信電話
建設事務所ヲ設ケテ電信及電話ノ建設ニ關
スル事務ヲ分掌セシムルコトヲ得其ノ所長
ニハ遞信技師ヲ充ツト云フ一條ヲ追加セン
トスルモノナリ而シテ右職員ノ増置ニ要ス
ル經費ハ既ニ本年度歳出豫算ニ之ヲ計上シ
タリ
第二ハ奏任文官特別任用令中改正ノ件ナリ
今般遞信省所管ノ電氣試験所ニ於テ事務上

ノ必要ニ因リ別件ノ勅令ヲ以テ新ニ奏任ノ
事務官專任一人ヲ置キ上官ノ命ヲ承ケテ事
務ヲ掌ルモノト爲サントスルニ付該官ハ其
ノ職務ノ性質上竝ニ之ト同様ノ先例ニ徵シ
其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限
定スベカラザル事情アルニ由リ本件ヲ以テ
奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ右ノ電
氣試験所事務官ヲ加ヘ同官ハ同令所定ノ官
歴アル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特
ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サント

ス

第三ハ關東局官制中改正ノ件ナリ

本件ハ之ヨリ説明スル諸點ニ付關東局官制ニ改正ヲ加ヘントスルモノナリ即チ(一)近年關東州内ノ人口ノ増加ニ伴ヒ州内ノ都市及村落ノ發展著シク土地ノ利用開發漸ク盛ナラントスルノ趨勢ニ鑑ミ關東州州計畫令勅令ニ依リ綜合的計畫ノ下ニ州内ノ土地ノ整理ヲ行ハントスルニ由リ之が準備及實施ニ關スル事務ヲ處理セシムルコト(二)滿洲事變ノ

發生以來滿洲ニ居住スル我が在郷軍人及壯丁俄ニ増加シ就中大連市ニ於テ其ノ増加甚シク從テ其ノ兵事事務大ニ増加シタルニ由リ之ヲ處理セシムルコト(三)關東州ニ在リテハ滿洲國ト協調シテ重要産業ニ適當ナル統制ヲ加フルノ要アリ又州内ニ於ケル中小商工業者ハ近年苦境ニ陷リツツアル事實アルが故ニ之ニ適當ナル保護ヲ加フルノ要アリ此等ノ産業ノ統制及保護ニ關スル事務ニ從事セシムルコト(四)關東州ニ於ケル各種漁業

ニ付テハ近來地域ノ近接セル滿洲及北支那
トノ間ニ複雑ナル關係ヲ生シ又州内在住ノ
多數滿洲國人ノ漁業ハ最近著シク不振ト爲
リタル等ノ事情ニ鑑ミ關東州漁業令勅令ニ
依リ漁業ノ保護獎勵ニ關スル事務ヲ行ハシ
ムルコト(五)關東州ニ於ケル各種農業ノ改良
發達ヲ圖ル爲メ關東州農會令勅令ニ依リ強
力ナル農會ヲ設立セシメントスルニ付之ガ
指導監督ノ事務ニ當ラシムルコト(六)關東州
ニ於ケル畜產業ニ付テハ最近ノ情況ニ照シ

速ニ畜産ノ改良増殖ノ計畫ヲ立テ之ヲ實施
スルノ要アルニ由リ其ノ事務ニ當ラシムル
コト(七)關東州ニ於テハ最近ノ事情ニ基キ近
ク銀行關係ノ諸法規ヲ整備シテ銀行錢莊及
銀號ノ取締監督ヲ爲サントスルニ付其ノ事
務ニ當ラシムルコト(八)從前外來不穩分子ノ
監視取締ノ爲メ大連ニ出入スル主要航路ノ
船舶ニ警察官ヲ乗務セシメ其ノ效果見ルベ
キモノアルニ由リ更ニ此ノ警乗ヲ擴充シ之
が監督ニ當ラシムルコト(九)關東州ニ於ケル

密輸出入ノ取締ノ徹底ヲ期スルコト(十)大連
ノ沙河口警察署及小崗子警察署並ニ州外ノ
公主嶺警察署ハ孰レモ近來警察事務繁劇ト
爲リ又公主嶺警察署ニ付テハ附近ノ日滿兩
國警備機關ノ長官トノ權衡アリ旁々右三警
察署ノ署長ヲ警部ヨリ警視ニ昇格スルコト
ノ爲メ關東局ノ本局關東州廳並關係ノ民政
署及警察署ニ配置スル職員ニ付必要ナル増
員又ハ組替ヲ行ヒ結局事務官三人技師三人
警視三人屬十人技手六人及警部補三人ヲ増

員シ警部三人ヲ減員スルノ外曩ニ陸軍武官
官等表ノ改正ニ依リ陸軍將校ノ相當官ナル
名稱ノ廢止セラレタルニ伴ヒ關東局事務官
中若干人ハ陸軍佐尉官同相當官ノ中ヨリ之
ニ補スル旨ノ條項中同相當官ナル文字ヲ削
除セントスルモノナリ而シテ右ノ増員ニ要
スル經費モ亦既ニ本年度歲出豫算ニ計上セ
ラレタリ
以上説明ノ如ク本案ノ三件ハ孰レモ別ニ支
障ノ虞ヲ認メザルニ由リ總テ原案ノ儘之ヲ

柑
密
院

可決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(平沼) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ

起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十時四十五分閉會)

議長男爵平沼騏一郎

書記官長村上恭一

書記官

堀江季雄

武友盛雄

勅令第

號

文部省官制中左ノ通改正ス

第四條中「七局ヲ六局」ニ改メ「思想局」ヲ削
ル

第六條ノ四ヲ削リ第六條ノ五ヲ第六條
ノ四第六條ノ六ヲ第六條ノ五第六條ノ
七ヲ第六條ノ六トス

第九條中「專任技師一人」ヲ「專任技師二人」
ニ「建築又ハ國寶保存ニ關スル技術ヲ建
築、國寶保存又ハ映畫ニ關スル技術ニ改
ム
第十一條中「屬及技手ハ通シテ專任百五
人」ヲ「屬及技手ハ通シテ專任百十二人」ニ
改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

教學局官制

第一條 教學局ハ文部大臣ノ管理ニ屬

シ國體ノ本義ニ基ク教學ノ刷新振興

ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 教學局ニ庶務課及左ノ二部ヲ

置ク

企畫部

指導部

庶務課及各部ノ事務ノ分掌ハ文部大

臣之ヲ定ム

第三條 教學局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

部長

二人

勅任

書記官

專任一人

奏任

事務官

專任一人

奏任

理事官

專任一人

奏任

教學官

專任九人

奏任

内一人ヲ勅任ト
爲スコトヲ得

屬

專任六人

判任

教學官補

專任九人

判任

第四條 教學局ニ參與ヲ置キ局務ニ參

與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各
廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨ
リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタ
ル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ
事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解

任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ
有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇
ニ依ル

第五條 長官ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ
承ケ局務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監
督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ

掌理ス

第七條 書記官、事務官及理事官ハ上官

ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八條 教學官ハ上官ノ命ヲ承ケ教學

ノ刷新振興ニ關スル調査及指導監督

ヲ掌ル

第九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ

従事ス

第十條 教學官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

教學官ノ職務ヲ助ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス
「文部理事官」ノ次ニ「教學局理事官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス